

第 11 回 全国健康保険協会船員保険協議会 議事録

開催日時：平成 23 年 7 月 19 日（火）13:30～15:00

開催場所：都道府県会館 402 号室

出席者：岩村委員、大内委員、大谷委員、菊池委員、小坂委員、佐々木委員、立川委員、
田中委員、三木委員、渡部委員

議 事：1．平成 22 年度決算【船員保険事業】について
2．船員保険特別支給金の支給について
3．その他

岩村委員長 定刻となりましたので、ただいまから、第 11 回船員保険協議会を開催させていただきます。本日の出席状況でございますけれども、田付委員からご欠席という連絡を頂戴しております。また、本日の台風の影響によりまして、飛行機が欠航しているということございまして、江口委員がこの会議に出席できないということでございます。代理といたしまして、日本旅客船協会労務部長の遠藤様にご出席をいただいております。代理出席のご承認を頂戴したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

（異議なし）

岩村委員長 ありがとうございます。では、遠藤様どうぞよろしくお願いいいたします。それでは、最初に本日の資料の確認等につきまして、事務局の方からお願いをしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

神田次長 はい。まず、本日のオブザーバーといたしまして、厚生労働省保険局にご出席をいただいております。

続きまして、本日の資料のご確認をお願いいたします。本日お配りしております資料は、「資料 1」から「資料 1 - 4」及び「参考資料 1」並びに「資料 2」「資料 3」「資料 4」及び「参考資料 2」

でございます。ご確認をお願いいたします。

岩村委員長 お手元の資料の方はよろしゅうございましょうか。それでは、早速本日の議事に入りたいと存じます。お手元に議事次第がございまして、それに沿いながら進めてまいりたいと存じます。

岩村委員長 まず、議題の1番目でございます。平成22年度決算船員保険事業についてということでございます。これにつきましては、事務局の方から資料1から資料1-4までを用意していただいておりますので、それについて説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

神田次長 はい、それではまず資料の1をご覧ください。平成22年度の船員保険勘定の決算報告書の概要でございます。健康保険協会が国から船員保険事業を引き継ぎまして、初めての通年の決算になります。この決算報告書につきましては、船員保険勘定の収支の状況を予算との対比で示したものでございます。まず収入全体では、487億円となっております。予算額とほぼ同額です。その主な内訳でございますが、保険料等交付金が356億円、収入全体の73.1%になります。疾病任継保険料が15億円、国庫補助金・負担金が32億円、職務上年金給付金等交付金が78億円などとなっております。支出の方も同額の487億円となっております。その主な内訳は、保険給付費が276億円で予算額と比較いたしまして13億円の減、支出全体の56.7%になります。後期高齢者支援金などの拠出金が113億円で23.2%、介護納付金が32億円、業務経費・一般管理費が35億円で予算額と比較いたしまして5億円の減となっております。以上の結果、22年度決算におきましては、収支差29億円の準備金繰り入れ黒字額となります。これを22年度予算と比較しますと、予算では10億円の準備金繰り入れを見込んでおりましたので、収支差で19億円改善しております。

続きまして、資料1-2をご覧ください。決算報告書でございます。ただいま説明いたしました概要と同じベースですが、収入支出の科目の詳細が記されております。まず収入ですが、予算と決算の差が合計では300万円の減で、その備考欄に主な増減理由を記載しております。保険料等交付金でございますが、予算額と決算額が同額でございます。これにつきましては、国の歳出予算を超えた支出ができないために、22年度に交付されなかった交付金約21億円につきましては、23年度において、追加交付をされる予定でございます。一方、22年度の交付金には、21年度の未交付金約29億円が含まれておりましたので、22年度の交付金につきましては、差し引き予算額と比較いたしまして実質約8億円の減となっております。次の疾病任継保険料の減は、被保険者数が予定より減ったことによります。支出の方でございますが、保険給付費、12億7千万円の減でございますが、これにつきましては一人当たり医療給付費あるいは現金給付費が予算と比較して低かったことから医療給付費や現金給付費、あるいは職務上給付費が減ったことによります。次の拠出金1億3千万円の増は、前々年度の精算額が増えたことによります。

次の業務経費のうち、保健事業経費 1 億 9 千万円の減は健診実施率などが目標値を下回ったことによる減でございます。福祉事業経費 1 億 1 千万円の増でございますが、特別支給金及び就学援護費の増によるものでございます。それから一般事務費の 3 億 2 千万円の減でございますが、システムの保守経費やシステム開発経費の減によるものでございます。以上の結果、準備金繰り入れ 19 億円増加しております。以上が決算報告書でございます。なお、保険料算定の基礎となります国の会計ベースによる収支につきましては、さらに国の決算を踏まえまして、疾病部門と災害保健福祉部門別に整理することといたしております。

続きまして、資料 1-3 をご覧下さい。財務諸表でございます。めくっていただきまして、1 ページ目が貸借対照表でございますが、順番を変えまして 3 ページ目からの損益計算書をご覧ください。事業費用を科目ごとに記載しておりますが、めくっていただきまして 4 ページ目の上から 5 行目になりますが、経常費用合計で 453 億円、それから中ほど下のあたり、経常収益が合計で 482 億円でございます。その下、差引経常利益でございますが、28 億 9 千万円になります。その次の特別損失でございますが、1 つは 22 年度から資産除去債務に関する会計基準というものを適用したことによりまして、資産計上されました有形リース資産、具体的には船員保険の基盤ハードウェア、システム関係になりますが、この除去時に要する費用のうち、22 年 3 月までに生じた費用として、4 万 7 千円を計上しております。それから 2 つ目と致しまして、国の時代に未払いとなっておりました船員雇用促進対策事業費として約 3 千万円の支払いを計上しております。以上の結果、一番下の項、当期純利益でございますが、28 億 6 千万円となります。この損益計算上の純利益 28 億 6 千万円でございますが、先ほど決算の方で説明いたしました収支差 29 億 3 千万円とは若干異なっております。これにつきましては、損益計算書は、企業会計原則に基づきまして費用と収益を計上したものであり、収支ベースでみた決算報告書と比較致しまして、例えば損益ベースでは発生主義をとっているために、診療報酬や拠出金などについて収支ベースとの費用の計上時期が異なっていること、あるいは損益ベースでは減価償却費や各種引当金を計上していること等の相違点があるためでございます。続きまして 1 ページ目にお戻りいただきまして、貸借対照表でございます。23 年 3 月末現在で、まず資産の部でございますが、流動資産合計は 71 億円でございます。主な内訳は、現金及び預金が 65 億円、未収入金が 14 億円、この未収入金ですが、4 月に入ります保険料等交付金や未納になっております返納金債権などがございます。次の固定資産でございますが、22 年度から準備金の運用を開始したことから、金銭の信託が 300 億円ございます。したがって固定資産合計で 304 億 9 千万円でございます。流動資産、固定資産合わせた資産の合計は 375 億円となっております。次のページになりま

すが、負債の部でございます。流動負債は合計で 26 億 9 千万円でございます。主な内訳は、未払い金が 25 億 3 千万円、未払い金としては 4 月当初に支払います拠出金や介護納付金などがございます。その下の前受収益 1 億 1 千万円、これについては疾病任継保険料の前納分になります。次に固定負債ですが、合計で 3 億 8 千万円でございます。主な内訳としまして、退職給付引当金 3 億 8 千万円、その他長期リース債務などがございます。流動負債・固定負債合わせた負債合計では 31 億円となっております。次が純資産の部でございます。資本金・政府出資金が 4 億 6 千万円。準備金が 312 億円でございます。その次の当期末処分利益でございますが、損益計算書で計上されました当期純利益の 28 億 6 千万円を計上しております。純資産の合計は 345 億円。負債・純資産の合計は 375 億円となっております。続きまして 5 ページがキャッシュフロー計算書、現金の出入りを示す書類でございます。現金の出入りを「業務活動」「投資活動」「財務活動」によるキャッシュフローに分類いたしましてこれらを集計いたしますと、22 年度におきましては金銭信託を開始したこともございまして、当期の資金減少額として 242 億円となっております。また、資金の期末残高は 65 億円でございます。これが貸借対照表の現金及び預金、この 65 億円と一致しております。続きまして 6 ページが「利益の処分に関する書類」でございます。まず、当期の未処分利益でございますが、貸借対照表及び損益計算書に計上いたしました当期純利益 28 億 6 千万円でございます。これを準備金に繰り入れまして、その結果船員保険法第 124 条の準備金残高は 340 億円となります。7 ページ以降は注意事項、それから附属明細書になります。これらにつきましては、全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令において定められた様式等に基づいて作成したものでございます。説明は省略させていただきます。財務諸表の関係は以上でございます。

続きまして資料 1-4 をご覧下さい。平成 22 年度の事業報告書でございます。めくっていただきまして、1 ページ目は第 1 章といたしまして、協会の理念と平成 22 年度の船員保険事業の運営方針でございます。おめくりいただきまして、3 ページ目から「加入者・船舶所有者の動向」や「医療費の動向」などにつきまして記載しております。まず、被保険者数でございますが 22 年度末現在で 59,981 人で前年度末に比べまして 867 人（1.4%）減少しています。被扶養者数は 76,344 人で前年度末に比べまして 3,319 人（4.2%）減少しています。平均標準報酬月額につきましては 38 万 8 千円で、前年比 0.6% の減、また、平均賞与月数につきましては、1.20 ヶ月で 0.02 月の減となっております。また、22 年度末の船舶所有者数は 6,001 で前年比 65 減少しております。次の図表 2 - 1 でございますが、過去 10 年間の加入者数等の推移でございます。被保険者・被扶養者とも減少傾向が続いております。次に医療費等の動向でございますが、22 年度の医療費総額は 245 億円で前年比 5.4% の減少でございます。なお、職務上の疾病給付費等が労災保

險に移行したことによる減もございますので、前年度と比較する場合は留意が必要でございます。このうち保険給付費は 229 億円、内訳と致しまして、医療給付費は 189 億円、現金給付費 40 億円となっております。4 ページになりますが、加入者 1 人当たりで見ますと、医療費総額は 177,866 円となり、前年度と比べまして 2.4%の減少となっております。また、協会が取り扱っております、22 年度の年金給付費、これにつきましては 43 億円で前年比 1.7%増となっております。また、年金受給者数は 2,311 人で、特別支給金の受給者は 7,391 人となっております。続きまして 5P からは「船員保険事業の概況」でございます。船員保険事業が 22 年 1 月から協会に移管され、22 年度は初めて年間を通しての事業運営を行いました。22 年度におきましては、安定的なサービス提供できる体制作りを目指し、事業運営に取り組んでまいりましたが、保険証の発行に要する日数や現金給付の支払いに要する日数につきましては、ほぼ目標を達成致しまして、事業運営は概ね軌道に乗ってきたところでございます。今後とも、関係者のご協力を得ながら、加入者及び船舶所有者の皆様の利益の増進を図るよう、全力で取り組んでまいります。(1)の保険運営の企画・実施の項でございます。まず 22 年度の大きな事業でございました、保険証の切り替え業務につきまして、関係者のご協力も得ながら、円滑・着実に行う事が出来ました。次の情報提供・広報の充実では、ホームページの活用や、「船員保険マンスリー」の発行、あるいは船員保険業務のご案内パンフレットの作成・配布を行いました。次の 6 ページの上段になりますが、船員保険のシンボルマークの公募を行いましたところでございます。それから中段に船員保険部のホームページアクセス件数を掲載しておりますが、毎月 1 万件を超えるアクセスがありました。それから次の 7 ページになりますが、準備金の管理・運用では国債による運用を開始いたしまして、22 年度は約 3 千万円の収益を計上致しました。これにつきましてはまた後程ご報告させていただきますが、今後とも安全確実かつ有利な運用に努めてまいります。次の(2)の保険給付等の円滑な実施でございますが、8 ページの方に過去 5 年間の現金給付等の推移を掲載してございます。まず、1 番上の職務外の傷病手当金でございますが、年間約 6,700 件という事で前年度と比較しますと 6.1%減少しております。次の出産育児一時金あるいは高額療養費等は前年度と比較して若干増えております。それから下の段の方で、経過的に支給を実施しております職務上の傷病手当金でございますが年間 2,200 件ということで、新規発生が無いこともございまして、前年度と比較して半分に以下に減少しております。それから、続きまして 9 ページになりますが、サービス向上の為の取り組みでございます。サービススタンダードにつきましては、当初目標の 15 営業日を前倒し致しまして、10 月以降 10 営業日に短縮致しました。23 年 1 月から 3 月までの 3 ヶ月間の実施率でございますが、97.5%という事で、平均所要日数は 7.17 日となっております。今後も「正確」

かつ「丁寧」な処理をするとともに、100%達成を目標に取り組んでまいります。それから) のレセプト点検の効果的な推進でございますが、業務は東京支部にお願いしております。22年度の効果額につきましては図表 3-3 の通りでございますが、今後とも更に充実強化に努めてまいります。それから、おめくりいただきまして 11 ページに 22 年度の健診・保健指導の実施率の表がございます。被保険者の生活習慣病予防健診で 22 年度 34.8%、被扶養者の特定健診で 8.7% という事で前年より若干向上はしておりますが、目標値には未だ遠い状況でございます。23 年度におきましては健診実施率向上のため、事業の委託先でございます、船員保険会とも連携を図りながら、引き続き効果的な対策に取り組んでまいります。次の 12 ページでございますが、保健福祉事業のあり方の検討につきましては、船員労使関係者で構成される検討会を設けまして、22 年度は 5 回開催致しました。健診実施率の向上策や健康づくり事業についての検討を行いまして、23 年度の事業計画に反映したところでございます。23 年度におきましてはニーズ調査を行いまして引き続き幅広く検討することとしております。次の 13 ページでございますが、「東日本大震災における影響と対応」でございます。健康保険と同様に被災者に対する保険証なしでの受診や、任意継続被保険者の保険料の猶予等、様々な対策をとってまいりました。特に被害地域に船員保険加入者が多いことも踏まえまして、船員保険被災者専用フリーコールを設置致しまして、相談体制の整備を図ってきたところでございます。状況につきましてはまた後ほどご報告させていただきます。次の 15 ページでございますが、22 年度の総括でございます。繰り返しになりますが 22 年度は安定的な事業運営基盤の早期確立を目指し、事業運営に取り組んでまいりました。サービススタンダードの目標も達成し、全体としては事業運営は概ね軌道に乗ってきたものと考えております。今後は中期的な財政見通しを踏まえた、安定的な財政運営や、加入者サービスの一層の向上、更には加入者一人ひとりの健康増進の総合的な取り組みなどの課題に積極的に取り組んでまいります。最後の 16 ページ及び 17 ページにつきましては、事業計画の目標指標及び検証指標の結果になります。以上、決算報告書・財務諸表及び事業報告書が決算関係の一連の資料でございます。なお、協会におきましては、監事及び会計監査法人の監査を受けることが法律上決まっております。監査法人からは本日の決算資料について適正である旨の報告を受けております。また、監事の監査におきましても監査法人の監査結果、財務諸表の表示、また事業報告書の記載内容などにつきまして適正である旨の報告を受けております旨申し添えます。決算関係は以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。

高原理事 私の方から、決算について若干の補足説明をさせていただければと思います。22年度は大きな制度改正の後で初めて協会として、通年で事業を運営させていただいた年ですので、決算がどうなるかという事については保険者として大きな関心事でしたが、結果として勘定全体としては、先ほどの説明のとおり、約29億円を準備金に繰入れる形で、実質の黒字決算となったということで、ほっと一安心をしております。収支別では、もう一度資料1-2の決算報告書の数字をご覧くださいながら補足させていただきますと、収入につきましては約3/4を占める国からの保険料等交付金が予算額と同額となっておりますけれども、先ほどの説明のとおり、21年度に国に保険料として入ったものが22年度に交付された分、それから22年度に国に保険料として入ってきたものが23年度に繰り越しで支出されるもの、これを差し引きますと実質22年度の保険料収入は予算額よりも8億円減っております。ただ、支出の方もかなり予算で見込んだよりは減っており、大きいのは保険給付費の約13億弱の減ということですが、これは職務外の医療給付費や職務上の年金給付費、こういった給付費が予算上の見込みよりも下ブレしたということが原因です。その他、一般管理費の減等もございますが、全体として支出が約19億減となって、その分準備金への繰り入れが増えたという形になっており、勘定全体としては、29億の黒字決算という姿になっておりますが、保険料収入が実質は8億減ということを考慮しますと、実力ベースでの単年度の実質黒字は、約21億円ということでご理解をいただければと思っております。私ども保険者としては、今後おそらく、高齢の被保険者の引退や、今般の大震災の影響が出てくる可能性が高いと認識しており、今後も収支の動向を注意深く見守りつつ、安定的な財政運営に取り組ませていただきたいと思います。最後に1点、先ほど、7月中に国の決算が取りまとめられる予定ということを申し上げましたけれど、その結果を踏まえまして、疾病保険部門と災害保健福祉部門別の収支について分析整理を致しまして、次回の協議会にはご報告させていただく予定です。おそらく、疾病保険部門の収支が厳しいという傾向は変わっていないと思いますので、出来るだけ現状と今後の見通しを明らかにした上で、で保険料率の扱いも含めまして本協議会で秋以降十分にご議論を頂けるよう取り運んでいきたいと思っております。

岩村委員長 はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの船員保険事業の22年度決算に関する説明につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いしたいと思っております。

大谷委員 ひとつ質問です。資料1-3財務諸表のところの1ページなんですけれども、貸借対照表の資産の部のI流動資産の未収入金というものは、具体的にどういうもので

しょうか。

岩村委員長 では、事務局の方でお願いいたします。

神田次長 はい、お待たせしました。主なものといたしまして、4月に入ります保険料等交付金それと返納金債権で未収になっているもの、これがございます。

岩村委員長 大谷委員、よろしいでしょうか。立川委員、どうぞ。

立川委員 ちょっとご質問なんですけども、資料 1-4 で東日本大震災による影響と対応についてという項目があるんですが、震災が3月11日に発生をいたしておりますので、決算上どういう影響を受けているのかという部分があるかと思うのですが、その辺をご説明願えればというふうに思うんですが。

岩村委員長 では、高原理事お願いします。

高原理事 大震災が3月11日に発生したわけですがけれども、基本的に22年度の収支決算には大震災の影響は出ていないと認識しております。23年度の収支決算には、収支両面にかかなりの影響が出てくるのではないかと思いますので、そのあたりは今後注意を見ていきたいと思っております。

立川委員 関連してよろしいですか。

岩村委員長 はい、どうぞ。

立川委員 例えば医療費関係も、免除になっていますね。実際3月11日に起きておりますので、治療を受ける等は22年度といえますか、その中身に該当ではないのですか。額としては小さいという理解なのでしょうか。

高原理事 影響の度合いとしては23年度にほとんどが反映されてくるであろうと見ております。具体的には、3月分のレセプト分の支払いは23年度に入ってから行うといったように若干のタイムラグがございますので、23年度に影響が出てくるものと思っております。

岩村委員長 よろしいでしょうか。

立川委員長 あと1点よろしいでしょうか。保険証の切り替えということで実際の数値が出てきているわけなんですけども、実際の被保険者の数と発行部数が違う部分あるのですが、これはどういう関係になるのでしょうか。

神田次長 今のご質問の意味は。

立川委員長 被保険者数が例えば約6万で、被保険者に対する保険証の交付が42,800という。

神田次長 これにつきましては、22年度以降協会になってからは、従来の紙の保険証からプラスチックの保険証に順次切り替えておりますので、22年1月以降新規に取得された方、これにつきましては切り替えをやっておりません。そういった方が対象から除かれるということです。

岩村委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。その他いかがでございますでしょうか。田中委員どうぞ。

田中委員 資料の1-4、22年度事業報告書の15ページ、22年度の総括ということで質問したいと思います。まさしく船員保険の事業が移管をして、通年で初めての決算をして、ここに総括が書かれておりますけれども、実際丸々1年間やってみてですね、概ね上手くいったところには記載されていて、サービススタンダードの目標の達成等々、ある程度上手くいったのではないかとこのことをここに総括をされているというふうに思います。そこで質問なんですけれども、後段に書かれている事業移管をして概ね計画した事業がうまく推進できたと、しかし今後23年度以降ですね、後段に～までですね、財政状況が今後逼迫するという事も年齢構成上あるだろうと、あるいは加入者サービスの一層の向上、それから生活習慣病ですね、こういうことも色々な議論をこの間の小委員会の方でもいろいろ出されておるようなんですけれども、今後のこの状況についてですね、うまく行ってるのか、あるいはうまく行かないとしたらどういうことが考えられるのかを、もしあったら教えていただきたいのと、意見としては、船員保険がこういう形に制度移行して、職務外・労災・年金、すべて分割されている状況ですから、保

険者と厚労省あるいは関係団体あるいは自治体等との連携がいままでよりは、一体の保険よりかなり工夫をしていかないと上手く伝わらない。特に震災の時に、色々な仕組みをそれぞれの制度の中で取り入れても、それを上手く啓蒙できないということも事務局の方から聞いておりましたし、また、船員の方からそういう質問が来ても、これは何処に聞けば良いとか、その問題はどうか、その問題はどうか。そういう違う問題点も船員保険が制度移管した以降、いろいろ出てきておりますので、もしその辺の状況について補足があれば、この総括だけを読むと非常に上手く言っているというふうに書いてあるので、そうではなくて上手く行かないというか、上手くマネージメントしていかなくてはいけない部分も実はかなりあるというふうに思いますので、その辺、もし注意事項等あれば、事務局の方からも説明をお願いしたいと思います。

岩村委員長 では、高原理事をお願いします。

高原理事 今、田中委員からご指摘のあった点でございますけれど、この15ページの前面に書いてありますのは、国から協会に業務が移管されて、その切り替えといたしますか、新しい船員保険事業の運営を協会でさせていただく部分については、サービススタンダードや本協議会を通じたPDCAサイクルの定着ですとか、そういう面では概ね軌道に乗ってきたのではないかとということを書かせて頂いたうえで、後段として、いろいろ今後の課題が見えてきたのでそういう課題にこれからは重点的・積極的に取り組んでいく必要があるのではないかとということを書かせていただいております。田中委員ご指摘の点は、まさに今までと違って、従来の船員保険事業が労災部門あるいは雇用保険部門に別々に分かれたということもございますので、私どもとしては、厚生労働省、それから労働部局との連携というのは、ご利用いただく立場からすると非常に大事なことだと思っております。私どもなりに、今後とも年金機構も含めまして関係方面との連携を強化すべく、色々取り組んでいきたいと思っておりますが、一つにはご利用いただく皆様への情報発信が非常に大事ではないかということで、ここには情報発信機能の強化ということも書かせて頂いております。各関係機関と国との連携の強化、それから広報周知の充実、そういったことを通じて、ご利用いただく方々へのサービスの向上という点には力を入れていきたいと思っております。

岩村委員長 田中委員どうぞ。

田中委員 はい、力強いご説明ありがとうございます。まさしく船員保険が総合保険、

一体保険であったということから、被保険者の船員の立場からすると、それがバラバラになっているというのが、未だに非常に分かりにくいところであります。ですから、何を言いたいのかと申しますと、全国健康保険協会船員保険協議会に制度移管をしたのですけども、そこで船員保険協議会の中で持ってる機能以上のものを、言ってみれば「期待」をされてしまう、特に情報とか、いろんな労災・雇用保険のいろいろな制度も、何処に聞けばいいのかと。おそらくそれは船員保険に聞く、というのは、普通の船員の感覚でいまだにあると思いますので、その辺は繰り返し申し上げてますけれども、厚生労働省はじめ当局と十分連携をしていただいて、まだまだ啓蒙には年月がかかると思いますので、その辺特段のご配慮をお願いしたいと思います。以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。その他いかがでございましょうか。はい、渡辺委員どうぞ。

渡部委員 これは被保険者からの問い合わせといいますか、意見なんですけれども、私も 13 ページの東日本大震災における影響とその対応についてというところの(2)被災者、事業主及び船舶所有者への対応ということで、何点か相談がありましたので、ご披露させていただきます。まず 1 点目は、本人の家族ですとか家は被災をしていないのですが、事業者が被災してしまって失業してしまった、この場合どうなってしまうのでしょうか、ということで、設置していただきましたフリーコールの方に問い合わせをしたらしいのですけれども、その方については「対象となりませんよ」ということで終わってしまったと。それから、医療費の一部負担免除、こういった点なんですけれども、たまたま相談をされた方が「あなたの場合は対象外ですよ」と言われたということで、フリーコールの方でいろいろとご相談があるかと思うんですけれども、様々なケースを想定していただいて更にきめの細かな対応をお願いしたいという風に考えております。国の方でも、もう指針として出されておりますので、この震災関連で、本当にこれが関連しているのだと誰が見ても明らかなので、費用面ですとか、別なところ、これから先のところもあるんですけれども、そういったところに対する対応をお願いしたいということでございます。よろしく願いいたします。

岩村委員長 ありがとうございます。そこはまた事務局の方でしかるべく対応をお願いできればと思います。よろしゅうございましょうか。

はい、そうしますと、この平成 22 年度決算報告書及び財務諸表そして事業報告書につきましては、本協議会として了承することと致したいと考えておりますけれども、それで

よろしゅうございましょうか？

(異議なし)

岩村委員長 はい、ありがとうございました。それでは、事務局の方から、この後の手続きにつきまして説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

神田次長 はい、ありがとうございました。本日お諮り致しました平成 22 年度決算船員保険事業につきましては、7 月 25 日に予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対し承認申請を行うこととなります。以上です。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。

岩村委員長 それではお手元の議事次第に沿いまして、議題の 2 番目に進みたいと思います。議題の 2 番目は「船員保険特別支給金の支給について」ということでございます。まず事務局の方から資料 2 について説明を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

神田次長 はい、それでは資料 2 をご覧ください。「新たな船員保険特別支給金の支給について」のご提案でございます。去る 3 月に開催されました厚生労働省主催の船員保険制度に関する懇談会におきまして、当協議会での検討を依頼されているものでございます。まず 1. の概要の所でございますが 22 年 1 月以降の職務上の給付につきましては、従前の給付水準を維持することと致しまして、制度的な対応が図られたところでございます。しかしながら労災保険におきます給付基礎日額と船員保険におきます標準報酬日額の違いによりまして、少なからず差が生じております。特に今回漁業従事者に対して支払われます生産奨励金につきまして、労災保険には含まれずに船員保険には含まれていると、こういったケースが発生してきております。2 番のところでございますが、船員保険法改正時には従前の給付水準を維持するという原則を原則と致しまして、例えば船員保険には導入されていない最高限度額、この適用を受ける方につきましてはその差額を船員保険で給付する措置、あるいは運用面におきまして、労災保険では過去 3 カ月の平均賃金で給付するところを、船員につきましては、過去 1 年の平均賃金で給付するとの措置がとられてきているところでございます。しかしながら、今回の事例を踏まえまして 2 ページ目になりますが、これまでの支給実態を調査いたしましたところ、改正前

の給付水準が維持されていない状況が見受けられることから、当時の法改正時には想定しなかった実態があるということをございまして、今般給付額の差に着目致しまして標準報酬日額と給付基礎日額に一定の差がある者を対象に特別支給金を支給してはどうかと考えております。具体的には、船員保険では標準報酬制を採用しておりますことから、給付基礎日額を標準報酬に換算いたしまして1等級以上の差がある場合に支給する。支給額につきましては、標準報酬日額から給付基礎日額を控除した額とするものでございます。4番目の対象となる給付でございますが、休業手当金の他に各種年金・一時金がございます。適用につきましては、22年1月に遡及することとしております。なお、職務上の事由による葬祭料につきましては、労災保険から支給され、新しい船員保険法においては、給付の対象となっていないことから、除外しております。次の3ページ参考資料でございますが、22年1月から8月までの552件の実態について調査した結果でございます。汽船と漁船の割合は概ね4対6になっております。給付基礎日額が標準報酬日額より高いケース、これが全体の46.2%、逆に低いケースが53.8%ありました。ちなみに従前の給付水準を満たさないケースで、標準報酬が1等級以上低いものでは、下の段になります。真ん中ほど、全体の39.1%、仮に2等級以上では24.3%ございました。その下の表は休業手当金に相当する財政影響の粗い試算でございますが、年間で約1億8千万円程度、料率換算にいたしますと0.6%相当になります。次の4ページのグラフでございますが、ちょっと白黒で見づらくて恐縮ですが、上からそれぞれ「標準報酬等級の差に着目した分布」あるいは真ん中は「金額の差」、それから一番下は「差の割合に着目した分布」になっております。次の5ページにつきましては、年金相当分の財政影響、これも非常に一定の前提状況によった粗い試算でございますが、年金の方につきましては、年々受給者が増えていくものと見込んでおります。従いまして22年度で、4千万円という財政影響を試算しておりますが、年々少しずつ増えていくものと見込んでおります。それから6ページの資料ですが、実際どれくらいの額の差があれば支給されるのかという目安の表になります。等級によって若干バラつきがありますが一番小さい幅のところは第5級第6級あたりであります。日額にしますと103円以上、月額単位で支給額が月額3000円程度になろうかと思えます。最大の差では報酬の高い一番下の等級の人になります。日額で1,163円以上の方が対象となるものでございます。それから7ページ目は18年12月に取りまとめられました船員保険制度の見直しについての報告書の抜粋を参考にお付けしております。資料の説明は以上でございます。ご審議の方をよろしく申し上げます。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきまし

た、この新たな船員保険特別支給金の支給について、ご意見・ご質問などありましたら
お願いをしたいと思います。よろしゅうございましょうか。それでは、特段ご意見がな
いということでございますので、この特別支給金につきましては、事務局の方からご提
案いただいたとおり進めることとしたいと思います。それによろしゅうございませ
うか。

(異議なし)

岩村委員長 はい、ありがとうございます。

岩村委員長 それでは、議事次第の3番目でございます。その他ということになって
おります。その他につきましては、資料3からさらに参考資料2までということだと思
いますが、これにつきまして、まず事務局の方から説明をいただきたいと思いま
す。

神田次長 はい、それではまず資料3でございます。準備金の運用状況でございます。
準備金のうち余裕資金につきましては、昨年の6月から金融機関みずほ信託銀行の方に
委託いたしまして、満期保有の国債により運用を行っております。3月末現在でござい
ますが、運用残高として30,011百万円、未収利息16百万円を加えますと2,700万円ほどの
利益が出ております。それから3番は国債の保有状況でございますが、2年ものから10
年もの、合計で23銘柄を現在保有しております。資料3は以上でございます。

続きまして資料4になります。東日本大震災への対応状況でございます。7月から医
療機関で受診する際必要となる免除証明書の発行状況でございます。5月の下旬から船
員労使団体をはじめ、協会ホームページ、協会支部、あるいは船保を取り扱う年金事務
所、さらには被災地の全船舶所有者及び任意継続被保険者に対しまして、直接広報用の
チラシを郵送するなど、幅広く周知広報を行ってまいりました。その結果が一番上の表
でございますが、6月30日時点で申請書の受付件数が1,456件、証明書の発行枚数でみま
すと3,160枚にのぼりました。6月28日までに受け付けた申請書につきましては、6月30
日までに証明書の発送を終えたところでございます。右側直近の7月13日現在では、申請
書の受付件数で1,881件、証明書の発行枚数では4,342枚になっております。7月以降も数
は減ってきておりますが、毎日のようにまだ申請が出てきているような状況でございま
す。次の葬祭料の請求状況でございますが、こちらの方は7月13日現在でご本人分とし
て18件、ご家族分として43件の請求が来ております。それから、下の保険証の再交付で
ございます。3月は272件、4月は266件と、これをピークにいたしまして、5月6月と

減ってきておるような状況でございます。それから2ページ目、フリーコールの相談件数でございます。5月は160件と少なかったものの、6月になりますと1,046件ということで、免除証明書の発行も始まったこともありまして、大幅に相談・照会が増えているような状況でございます。下の方に相談者を県別に整理してありますが、やはり宮城県が圧倒的に多くて、6月で見ますと全体の65%、以下福島、岩手の順でございます。この3県で全体の8割を超えている状況でございます。それから3ページの資料でございますが、これは茨城県も含めた被災地4県の被保険者数、被扶養者数の動向を、昨年と同時期と比較して整理したものでございます。やはり宮城・福島をご覧いただきますと、前年と比較致しまして資格取得者が減りまして、その分資格喪失者が増えているということで、それぞれ前年と比較しますと20%を超える被保険者が減少しております。岩手・茨城を含めた4県で見ますと、前年比では477名の減ということで、全国比で見ますと45%に相当するものでございます。それから右側の被扶養者につきましては、被保険者の件に比例して減少しておりますが、特に全国的に見ますと、2,908名の減ということで、被扶養者の全国ベースの減がかなり大きくなってはおりますが、これにつきましては、昨年のちょうどこの時期に保険証の切り替えを行いまして、その際、被扶養者の再確認も併せて行ったという、この影響が表れているものと思っております。次の5ページの資料でございますが、これにつきましては、被災者が健診、保健指導を受けた場合に、その一部負担金を還付する仕組み、これをお知らせするための広報用のチラシを参考までにお付けしております。それから、最後の参考資料2でございますが、船員保険の財政に関する指標の動向ということで、以前の協議会でもお出ししておりますが、標準報酬月額推移でありますとか、被保険者数・被扶養者数の推移、あるいは医療費の動向などにつきまして、23年3月まで実績が出ておりますので、これを示しております。これにつきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。資料の説明は以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました、この資料3、そして4、参考資料2につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたら、どうぞお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。その他、ご意見・ご質問などございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。はい、そうしますと、議事次第には入っておりませんけれども、厚生労働省の方から任命関係につきまして、ご説明があるということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

西辻保険課長：はい、厚労省の保険課長でございます。この船員保険協議会の委員につ

きましては、船員保険法の規定に基づきまして、厚生労働大臣が任命するということになっておりまして、現在の委員の皆様につきましては、平成21年の7月29日に発令されておりますので、今年の7月28日で任期が切れるということになります。これにつきましては、先般来、各委員の皆様には引き続きの再任をお願いできるかどうか、あるいは各団体の方々に7月29日以降の推薦をという形をお願いをしておりましたが、その結果を踏まえまして、今般、厚生労働大臣の方から現在の委員の皆様方に引き続き2年間の再任をお願いするというので、辞令が出されました。お手元の厚生労働省の封筒に辞令を入れさせていただいておりますが、よろしくお収めいただきたいと思っております。引き続き2年間よろしく願いいたします。以上でございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。また今後2年間どうぞよろしく願いいたします。その他、何かご発言等ございますでしょうか。よろしゅうございませうか。はい、それでは、本日の船員保険協議会はこれで終了させていただきたいと思えます。今後の日程などにつきまして、事務局の方からご説明いただきたいと思えます。

神田次長 はい、次回でございますが、先ほど高原理事からもお話がございましたように、22年度の国の決算や部門別の財政収支見通しを踏まえまして、来年度の保険料率につきまして、ご議論・ご審議いただきたいと考えております。また、併せて23年度の上半期の事業の実施状況、これにつきましても、ご報告をさせていただきたいと考えております。時期的には10月頃を予定しておりますが、日程につきましては追ってまた調整させていただきたいと思えます。よろしく願い致します。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。それでは本日の船員保険協議会はこれで閉会とさせていただきたいと思えます。今日は台風が迫る中、お忙しいところどうもありがとうございました。

(終了)